

⑤ 入居中の手続き ————— 必ず届出を！

○つぎのような場合、必ず申請・届出をしてください。

申請・届出の際には印鑑をご持参ください。

| 名 称 | 申 請 ・ 届 出 の 理 由 | 添 付 書 類 等 |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 入居者異動届 | 出生、死亡、転出、氏名変更、勤務先変更 その他の異動があったとき | ・異動の事実を証明する 住民票の謄本等 |
| 同居承認願 | 親族を新たに同居させようとするとき | ・親族関係を証明する戸籍 謄本等 ・所得課税証明書など |
| 住宅の承継（名義人 変更）承認申請書 | 住宅名義人が死亡したり、親族を残して 立ち退いた場合において、従前から同居 している親族が引き続き住宅を使用した いとき（理由発生後30日以内） | ・異動の事実を証明する 住民票の謄本等 ・請書の提出 |
| 保証人変更承認申請書 | 連帯保証人が死亡したり、何らかの理由 で保証人を変更しなければならないとき | ・請書の提出 （新しい保証人） |
| 住宅一時不在届 | 住宅を15日以上留守にするとき | |
| 工作等承認申請書 | 住戸内に手すり等を設置するとき、 ルームクーラー等を設置するとき、庭付き 住宅でプレハブ居室、物置、浴室などの 増築をしようとするとき（市で定める承認 基準内に限る） | ・平面図、カタログ等 |

※申請が必要かどうか不明な場合は、アジア JV までお問い合わせください。

○住宅の住替（あっせん）

次のような理由がある方については、住宅の住替えをすることができます。

- ① 家族の人数に増減があり、他の市営住宅に入居することが適切であるとき。
- ② 入居者または同居者の加齢・疾病等により、日常生活に身体の制限を受けることとなったため、他の市営住宅に入居することが適切であるとき。

※ただし、このような住替（あっせん）について、承認されても空家の状況等により、住み替える住宅・時期は市で指定します。